**平成２２年（フ）第３００号**
千葉市若葉区桜木８丁目14番８号　第２グランドハイツ１Ｃ
債務者　豊間根健太
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第４７８号**
千葉県船橋市咲が丘２丁目19番８号　後関ハイツＡ棟106号
債務者　青木　文博
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第９６２号**
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　住宅公団小栗栖北団地37―206
債務者　宮嶋九州男
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第２４４号**
京都市伏見区向島西堤町81番地23
債務者　出口　かよ
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第３２４号**
京都市西京区牛ケ瀬新田泓町３番地４
債務者　岸本　和男
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第３２５号**
京都市西京区牛ケ瀬新田泓町３番地４
債務者　岸本　清子
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第３２９号**
京都市右京区梅津大縄場町６番地５　嵐山ロイヤルハイツ２号棟403
債務者　川北惠美子
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第４２６号**
京都市伏見区竹田田中宮町34　田中市営住宅１棟207、住民票上の住所京都市伏見区深草小久保町127番地
債務者　野口　久子
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第５８０号**
京都市下京区松原通油小路東入樋口町321番地　パレドゥエール松原403号
債務者　坂本　直美（旧姓打田）
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第６３１号**
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地の１31棟604号
債務者　髙雄めぐみ
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第６３２号**
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地１31棟406号
債務者　小山　一也
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第６３８号**
京都市下京区二ノ宮町通七条上る下二之宮町425番地２
債務者　堤下　勝俊
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第７０９号**
京都府宇治市大久保町旦椋38番地の１　府営西大久保団地30棟404号
債務者　奥田　由美（旧姓仲田）
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第４３２号**
大阪府富田林市大字喜志2055番地、前住所大阪府富田林市大字新堂2172番地１
債務者　伊藤　　晃
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第３０９号**
堺市北区蔵前町1580番地３　107号
債務者　柿本　清子
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第３１２号**
堺市堺区榎元町５丁８番８―201号
債務者　杉山設備こと　杉山　俊彦
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第３１３号**
堺市堺区榎元町５丁８番８―201号
債務者　杉山　法子
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係